

生涯学習自主講座(支援)について

村内において、自主的に講座を企画・運営したグループに対して



講師謝金等を村が支援します

条 件 … 1 グループおおむね5人以上であること。(村内在住の方)
グループ内で講師の選定と日程、場所等を決めること。

(但し、講座によって材料費・会場使用料等が発生した場合は、各グループの負担となります)

申請受付期間 … 令和6年7月1日(月) ～ 令和7年1月31日(金)

講座実施期間 … 令和6年7月1日(月) ～ 令和7年2月28日(金)

※ご希望があれば、村内どこでも講師が出向きますのでご相談ください。

申込み方法

実施日の10日前までに教育委員会へ「生涯学習自主講座申込み」の手続きをする。
講座実施後、10日以内に実績報告書を提出する。(受講者名簿と写真1枚を添付)

講座開催方法

◎1回コース

(1)申請方法：代表者が事前に教育委員会へ申請する。

(2)講師謝金について

講座の時間が、1時間未満 5,000円

講座の時間が、1時間以上～2時間未満 10,000円

① 村外講師の場合、別途交通費を支給。(往復里程×40円、上限10,000円)

② 村内講師の場合、別途交通費を支給。(往復里程×40円)

※謝金については、後日講師をされた方の指定口座に振込みます。(源泉税を天引きします)

◎連続コース

(1)申請方法：代表者が事前に教育委員会へ申請する。

(2)講師謝金について

講座の時間が、1時間未満 5,000円

講座の時間が、1時間以上～2時間未満 10,000円

講座回数上限：16回(月2回まで)

① 村外講師の場合、別途交通費を支給。(往復里程×40円、上限10,000円)

② 村内講師の場合、別途交通費を支給。(往復里程×40円)

※謝金については、後日講師をされた方の指定口座に振込みます。(源泉税を天引きします)

❁講師の連絡先については、教育委員会までお問い合わせください。